

議 長	事務局長	次 長	係 長	書 記

## 全員協議会記録簿

(閉会中)

会議名	全 員 協 議 会			
開会日時	令和 5年 9月 25日 (月) 10時00分 開会			
	令和 5年 9月 25日 (月) 10時40分 閉会			
場 所	第1委員会室			
出席者数	在籍者16名中、15名出席			
出席議員	大下 正幸	児玉 史則	—	
	南澤 克彦	田邊 介三	山本 数博	
	武岡 隆文	新田 和明	芦田 宏治	
	山根 温子	先川 和幸	石飛 慶久	
	山本 優	—	宍戸 邦夫	
	秋田 雅朝	金行 哲昭	—	
	—	—	—	
欠席議員	熊高 昌三	—	—	
説明のため 出席したもの	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
出席した 事務局職員	事 務 局 長	毛利 幹夫	事 務 局 次 長	藤井 伸樹
	総 務 係 長	日野 貴恵	総務係主任主事	山口 渉

<p>事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開 会</li> <li>・議長あいさつ</li> <li>・議長報告等 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 議会のうごき</li> <li>(2) 委員長等報告</li> <li>(3) その他</li> </ul> </li> <li>・協議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・なし</li> </ul> </li> <li>・その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 全員協議会案件について</li> <li>(2) 事務局から報告・連絡 <ul style="list-style-type: none"> <li>・要綱の見直しについて</li> <li>・政務活動費について</li> <li>・北部ブロック議員研修会について</li> <li>・公益社団法人広島被害者支援センター賛助会員について</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・議員間討議事項について</li> </ul>
-----------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 1. 開会 【10:00】

○児玉副議長

それでは定刻になりましたのでただいまから全員協議会を開会いたします。  
開会にあたり議長より挨拶をいただきます。

## 2. 議長あいさつ

○大下議長

おはようございます。9月の全員協ということで、よろしくお願ひいたします。

## 3. 議長報告等

### (1) 議会のうごき

○児玉副議長

それでは会議日程に沿って議事を進めて参ります。これより議長等報告に入ります。議会の動きについて議長より報告いただきます。

○大下議長

議会の動きの報告には載っておりますけど、8月18日広島県市長会のトップセミナーに出席しております。20日に第20回の安芸高田市総合スポーツ大会、皆さんに出席をしていただいております。ありがとうございます。25日に県北3市の正副議長会議で北部ブロックの打合せに行っております。これは後ほど事務局から説明があります。28日、広島県浄化槽協会の公益社団法人認定10周年記念式典に出席しております。30日には民生委員の推薦会に出席を副議長としております。それと9月15日、2023年度青少年育成安芸高田市民会議総会に出席しております。昨日24日、ふるさと応援の会、関西地区総会に出席をまいりました。以上です。

○児玉副議長

ただいま議長から説明いただきましたけども皆さんから質疑等ございますか。

(質疑なし)

ないようですので、以上で議長報告を終わります。

### (2) 委員長等報告

○児玉副議長

続いて、委員長等報告に移ります。

各委員長からの報告がありましたらお願ひいたします。

○山本優議会運営委員長

8月28日、第15回議会運営委員会を開催しました。内容については、本定例会の運営についてと議会基本条例の検証について、議場持込みパソコンの運用要領について、それぞれ協議しました。以上です。

○芦田総務文教常任委員長

報告します。総務文教常任委員会では、6月定例会から学校規模適正化推進事業、中学校の統合について所管事務調査を行っています。委員の方から、中学校の統合は、安芸高田市にとって大きな課題なので、総務文教常任委員会だけでなく、山根委員長に相談して、産業厚生常任委員会にも声をかけてもらって、全議員で調査をするべきではないかという意見が出ました。委員会のほうでもいろいろ調査や情報収集を行いました。PTAや地域の方に意見を聞くためにはどんなやり方があるか。公聴会、特別委員会、連合審査会など調べましたが、いろいろ規制があっただけで実施となると課題が多いことが分かりました。当面、教育委員会が10月から11月にかけて、住民説明会を実施する予定ですので、その説明会に参加しようという話になりました。教育委員会との調整は必要ですが、地域や保護者の生の意見を聞くことは非常に参考になると思います。また、教育委員会の説明だけでは保護者や住民の声を十分に聞き取ることが出来ない判断した場合は、広く市民の意見を聞くことを目的にした広聴会をできるようにするために、実施要項を作成することも検討しています。産業厚生常任委員会と情報を共有しながら、調査を進めていくことが出来たらと思っていますので、よろしくお願ひします。以上です。

○山根産業厚生常任委員長

(なし)

○石飛予算決算常任委員長

9月8日に補正の第5号を審査、21日、22日、2日間において令和4年度の一般会計決算の認定ほか11件を、慎重審議させていただきました。皆さんありがとうございました。決算審査のときに南澤委員より閉会中の継続調査についての件を問われまして、会議規則第109条の規程に則った事務処理が出来てるかという問題と、継続調査についての個々具体的な記載がないという2点の御意見だったということを確認いたしました。事務局と調べたところ、会議規則第109条の規程どおり議長への申入れをし継続調査の申入れをやっているということを確認しました。もう1点、この閉会中の継続調査の個々具体的な内容というものですが、これも全国市議会議長会に問い合わせ、問題はないということを確認しております。個々具体的な項目と言いますと、それこそ事業全て、議案全てという形になるので、再度皆さんに御確認していただきたいんですが、閉会中の継続申出の事件としましては、当初予算の審査、補正予算の審査、決算審査に関することという三つのくくりで、議長に申入れをしているというのが現状です。再度申し上げますが、全国市議会議長会へ確認し、慣例どおりと私言いましたが、慣例というよりは、事務的に間違いないやり方だということ、了解していただきたいと思います。なのでこのたびの本会議において予算委員会も継続調査の申出をし、引き続き次回からの定例会も同じ形でやっていく予定でございます。以上、報告とさせていただきます。

○新田議会広報特別委員長

(なし)

○秋田監査委員

8月22日に定例の例月出納検査を行いました。以上です。

**(3) その他**

○児玉副議長

その他の会議で皆さんからありますか。

(なし)

ただいまの委員長報告等に対して皆さんから質疑等ございますでしょうか。

○南澤議員

先ほど議会運営委員会のほうで議会基本条例の振り返りと、持込みパソコンの件をお話いただいたということなんですけどその件については、今日何か報告ありますか。

○山本優議会運営委員長

議会基本条例の検証については今事務局と整理しております。また時期が来たら皆さんと協議したいと思っております。また、パソコンの持込みについては、前回報告したとおりの状況だろうと思います。以上です。

○毛利事務局長

議場持込みのパソコンの運用要領ですけれども、議運で協議いただきました。その結果を現在執行部のほうへ確認のため提出しております。返事はまだ来ておりません。以上です。

○児玉副議長

その他の会議で皆さんからありますか。

(なし)

ないようですので以上で委員長等報告を終わります。

**4. その他**

**(1) 全員協議会案件について**

○児玉副議長

続いてその他報告事項に移ります。

まず全員協議会について、毛利事務局長より説明をお願いいたします。

○毛利事務局長

今回の全員協議会へ報告案件といたしまして、議会に対する苦情受付についてという報告をした

いという申出がありました。しかし、謝罪の件を聞きますと、謝罪の意思はないという確認がとれましたので、出席を御遠慮願っております。以上です。

○児玉副議長

ただいまの説明について皆さんから何かご質疑ございますか。

○山本数博議員

今の説明じゃちょっと誰がどうなったのかよう分かんのですが、詳しく言ってもらえませんか。誰が何を出してきたんですか。

○毛利事務局長

市長のほう、担当は秘書広報課でございますけれども、議会に対する苦情受付についてという案件で、報告の事案が出てきておりました。しかし今までの申合せのとおり、市長からの謝罪がない限りは、市長からの報告案件等を受けないというのがありますので、そちらの旨を伝えたところ、市長には謝罪の意思はないということが確認出来ましたので、出席説明を御遠慮願っております。

○南澤議員

今の謝罪、全員協に報告なり意見聴取するには謝罪をせよという話なんですけれども、先般一般質問の中で、熊高議員の一般質問だったかと思うんですけれども、市の見解は示されたというふうに認識しています。その中で、市としては謝罪する意思がないということがはっきり示されたかと思うんですけれども、今、双方の見解の相違があるんだと思うんですが、そこをひもといてしっかりと一つ一つ解きほぐしていかないと、この先全員協議会を通じた意見交換なり報告等がされないと思うんですが、そういった状況をそのまま放置して良いんでしょうか。皆さんの御見解をお伺いしたいと思います。

○児玉副議長

この件は議運で一応結論を出していただいとる項目ということにはなるんですが、今の南澤議員の御意見もあるんですが、どのように取り扱ったらよろしいでしょうか。

○宍戸議員

そもそも全員協議会というのは議長が主催をします。それで執行部には出席の義務も権利もありません。それから全員協議会は、以前は任意であり、やっておりましたが、今は法的根拠に基づく全員協議会ということで、開き方が大きく分けて2種類あります。これは執行部のための全員協議会じゃありません。ですから、議員のために議員が議会が始まる前に、いろいろ意思疎通をしておく。それからいろいろと市長等が報告をするということがあっても、これは事前審査とか、また、議長が必要ないと言った場合には出席出来ませんので、そこらの点、しっかりと法的根拠に基づく全員協議会であるということを確認しておく必要があると思います。以上です。

○田邊議員

認定こども園の件のときに、事前に説明がなかったというのが否決の理由であったと思うんですけれども、現状全員協議会に市長の出席がない、先ほど南澤議員が言われたように熊高議員の一般質問の中で、市長のほうも謝罪する意思はないという見解が出た以上、もうこのまま何もしないと何も前に進まないのかなというふうに思いますし、前回の否決のようなことが今後も起こりうる可能性があるのかなと思うと、やはり何かしら手は打つべきではと思うんですけれども、できれば解決策を見いだしていただきたいなと思います。

○金行議員

原則は宍戸議員が言われたことですが、やっぱり物事を進めるのに話をしないということは、それは根本的に解決していかねば。議員懇談会でも市民から、何で話をしないのかと。まだ理解を得てないところがあるので、市民にはその報告者として理解を求めるべきだと私は思います。

○南澤議員

先ほど宍戸議員がおっしゃった全員協というのは議会が主催して、議会のためということでそのとおりだと思います。そうなったときに先ほど田邊議員もおっしゃいましたが、認定こども園の件もそうでしたし、無印良品の件もそうだったと思います。事前に説明というか、話を聞くことが出来ずに議案が上がってから初めてそのことを知って、議決まで僅か1週間2週間の短い期間で、

我々は議決をしないとイケないと。この結果何が起こってるかという、市民に十分に議案の内容を知らせる時間がない、市民の意見を我々議員が聞く時間的いとまがないという状況になっております。結果は誰のためになってないかという市民のためになってない状況がここに存在すると考えております。そこで、やはりこの状況はこのままでは市民のためにならないということで我々も何かしらの動きを起こすべきではないかというのが私の意見です。

○児玉副議長

この件は一応議運では結論を出していただいとるわけですが。大下議長。

○大下議長

これはもう前回前々回からもなんですけども議会としてはもう対応しとるんですよ。あとはもう市長がどういう対応をしてくるかということです。議会としてはもう議会運営委員会で、謝罪しないと受けられませんということも結論が出てますんで、あとはもう市長の対応次第です。それによってどうするかというのはまた議会の考え方ですから。以上です。

○児玉副議長

今、議長からお考え説明いただきましたけども、前回からの流れでいうとそういう流れになるかと思いますが、これで一応今日の議論というのは納めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(よい)

## (2) 事務局から報告・連絡

- ・要綱の見直しについて
- ・政務活動費について
- ・北部ブロック議員研修会について
- ・公益社団法人広島被害者支援センター賛助会員について

○児玉副議長

続いて事務局から諸連絡があるようですので報告を求めます。

○毛利事務局長

先般より、SNSで議会の様子が放送されたり、議場の中へYouTuberが入ってきたりして、動画撮影等されております。それに対しまして、現在あります議会の傍聴規則、委員会の傍聴規則等、関連する規則の見直しを再度検討するように議長のほうから議会運営委員会のほうへ諮問が出されております。大体案件的には議会傍聴規則、委員会傍聴規則、傍聴席における写真等撮影または録音の取扱いについて、安芸高田市議会中継に関する要綱、安芸高田市議会委員会中継に関する要綱等、今、考えておられるのは5つの要綱について、見直すように議長のほうから委員会へ諮問がされておりますので、報告させていただきます。

続いて政務活動費についてでございます。政務活動費の下半期の請求書の提出をお願いいたします。対象者の方は、皆さん全員ではなく、政務活動費を請求されております12名の方が対象となります。交付請求書の提出を9月28日の木曜日としておりますので、請求書に必要事項を記入、押印の上、提出いただきますようお願いいたします。なお、振り込み口座に変更がある場合は、通帳の写しを添付していただきますようお願いいたします。

続きまして、北部ブロック議員研修会についてでございます。先ほど議長のほうから報告がありましたように、県北3市の議長副議長、事務局長で会議を開催しまして、ある程度要綱が決まりましたので、皆さんの御手元に配付させていただいております。日時につきましては、あらかじめ連絡させていただいておりますけれども、10月31日13時からとなります。場所は、三次グランドホテルでございます。日程等そちらのほうへ書いてありますけれども、安芸高田市議会といたしましては、バスを用意いたしまして、バスで会場のほうへ行っていただくことになると思います。また、現地視察等もありますので、そちらのほうもバスを利用して行っていただくようになると思いますので、研修会の申込みのほうを明日までに事務局へ連絡いただきたいと思います。また、これは、それに先立ちまして議員ゴルフ大会の開催案内も来ております。日時は10月21日でございます。こちらのほうはできれば今日中ぐらいに参加の御連絡をいただきたいと思います。

続きまして、公益社団法人広島被害者支援センター賛助会費についてでございます。これは例年議員の皆様へ御協力いただいております犯罪被害者の支援に係る団体の賛助会費についてでございます。毎年皆様には賛助会員になっていただいております。例年どおり賛助会費ということで各一口 2000 円を互助会費のほうから出させていただくのが適切かと思っておりますが、よろしく御協議いただきたいと思っております。

先ほどの県北 3 市の研修ですけれども、バスの集合時間、帰りのバスの運行等につきましては、また詳しく連絡させていただきたいと思っております。グランドホテルで意見交換会がありますが、バスでできるだけ送らせていただきたいと思います。後ほど詳しい日程は連絡させていただきますが、この参加不参加につきまして、明日中に御連絡いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○児玉副議長

今事務局から説明がありましたけど、まず要綱の見直しについて皆さんから何か御質疑ございますか。

○南澤議員

要綱の見直しについては議長からお話があったということだったんですけども、何が課題で見直すことになったんですか。いま 1 度整理というか、情報を教えていただければと思います。

○毛利事務局長

例えば傍聴席における写真等撮影とか傍聴規程は、もともと写真の撮影録音等は禁止されておりました。それが議会のほうで YouTube 配信するようになった段階で、その規程はあっても無駄じゃないかということで削除したという経緯もございます。そちらによって切り取り動画がかなり出回ったりしておりますので、そこをもう一度見直すというような内容でございます。

○田邊議員

傍聴規程以外にも見直すという部分があったと思うんですけど、それらはどういうふうに具体的に見直すということなんでしょうか。傍聴規程以外にも先ほど幾つか述べられたと思うんですが。その見直しをするという部分をもう一度説明をお願いしてもよろしいですか。傍聴以外にも、先ほど中継に関する要綱とかも言われてたと思ったんですけども、それをどういうふうに見直すのかという。

○毛利事務局長

中継等のことですけれども、問題になっております帰属がどこにあるかとか、そういったことを再度確認してから必要なら見直すということでございます。

○南澤議員

中継に関する要綱については、どういう必要性があって見直す、どういう課題があって見直すことになったんですか。

○毛利事務局長

動画の帰属が議会にあるか、市にあるかそこら辺の確認を兼ねております。

映像配信に関する権利は議会に帰属すると、今、書いてありますけれども、そちらのほう間違いではないかという申出もありますので、再度確認をして協議いただくということでございます。

○金行議員

だから安芸高田市傍聴規則 14 条の運用について色々トラブルがあったから今から議運で考えるということで理解しとるんですが、それでよろしいんじゃないですか。

○大下議長

この規定が出来たのも、基本的には議会改革の一環で市民に開かれた議会ということで、YouTube 配信をしようということを議会で決めたんですよ。ですから今回、SNS で殺人のような言葉が随分流れて、切り取られた動画が出たりしておりますので、本当いうたらこれはもう配信をすぐやめよう。身の危険を感じる人がおられたわけですから、その中でやはりこれは市民に開かれた議会なので、配信はやめるわけにいかんのかということ、要綱をきちっとしたものに皆さんがやはり了解をしてもらっておかないといけんということです。今まで勝手に市長の YouTube でも出と

るんですよ、切り取られて。勝手に使ってもらっちゃ困るということもちゃんと要綱に書いてあるわけですから。許可なしで出しとるということなんです。それを皆さんやっぱり認識してもらわないといけんということです。以上です。

○南澤議員

この安芸高田市議会中継に関する要綱の第9条映像には、映像配信に関する権利、帰属がどこにあるのかとか配信の内容を許可なくほかに使用することを禁ずると書いてある部分を再度見直すということによろしいですか。

○大下議長

再度見直すんじゃないし今あることを認識してくださいよということをお願いするんですよ。議長の許可なしに配信は出来ませんよということですよ。それが書いてあるんですから、それを認識してくださいということです。内容が気に入らんのならもっと厳しい要綱を決めないといけんのじゃないですか。今の状況を皆さん見て分かるでしょう。以上です。

○南澤議員

まず権利の帰属がどこなのかというところを確認するってことですよ。

○大下議長

配信するのは議会が決めたんですから、帰属も議会ですよ。議会に権利があるということです。執行部にはありませんよこれは。

○山本優議会運営委員長

今、要綱を読まれておりますが、今回のいろんな現象を見て、中身を色々検討しましょうというのを提案されとるわけですから、それを議運で検討してくれという議長からの申入れですから。今それを細かくやるんじゃないで、全体を見てからこれから検討するんです。今から議運の委員会で検討します。どこどこを見直さないといけなかいのを全部これから見るということです。

○児玉副議長

他に質疑はありますか。

(なし)

次の政務活動費について皆さんから何か御質疑がございますか。

(なし)

続きまして北部ブロック研修について皆さんから何か御質疑がございますか。

(なし)

続きまして公益社団法人広島被害者支援センター賛助会費についてですが2,000円。これは皆さん例年どおりということで、御賛同いただけますか。

(よい)

以上で事務局からの報告についてを終了といたします。

○田邊議員

先ほど話題に出た今のYouTube配信についてのことで提案させていただきたいことがありまして、今定例会等で執行部の答弁を求めるときに、名前と役職名を出していると思うんですけども、役職名でもう誰かが分かるので、今の切り取り動画でいろいろ拡散してる状況なんで職員の名前を出さないほうがいいんじゃないかなと思います。今、議会だよりでは職員の名前を出さないで役職名だけを載せるようにしてますので、議員とか市長はいいんですけども、例えば毛利事務局長であれば議会事務局長で分かるので、毛利というふうにつけなくても。この状況は職員さんがかなりプレッシャーなんじゃないかなということも御協議いただきたいなと思います。2点目なんですけども、今YouTube配信の中で今いろんな苦情が議会事務局にきています。やっぱり世の中いろんなことを言いたい人がたくさんいるんだというのはすごくよく分かるんですけども、その窓口が本当に全て議会事務局でいいのかというのはすごく疑問がありまして、YouTubeのコメント欄を開放することでそういった苦情の電話というのはかなり減るんじゃないかと思われる。なのでコメント欄を開放しているんな意見は届くとは思いますが、そこに手をとられるということがないほうが事務局の職員さんが通常業務に当たりやすいのではと思うので、そう

いったところもちょっと御検討いただけないかなと思います。

○児玉副議長

今の田邊委員からの提案ですが、一つは職員の名前を伏せたらどうかという問題と、もう一つはYouTubeのコメント欄を開放したらどうかという件ですが、これをあわせて先ほど議運のほうに議長が諮問されてます傍聴規則の見直しの件の中に入れて議論いただくということで御了解いただければと思うんですがいかがでしょうか。

(異議なし)

あわせて議運のほうで御協議いただくということで、この件は終了させていただきます。

そのほか、その他の項で皆さんから何かございますか。

(なし)

#### **6. 議員間討議事項について**

○児玉副議長

次に議員間討議事項についてを議題といたします。

議員間での討議が必要な案件がございますでしょうか。

(なし)

案件がありませんので、以上をもちまして、本日の全員協議会を終了いたします。

大変お疲れ様でした。

#### **7. 閉会 【10:40】**

